

(業務内容)

第1条 桑名市社会福祉協議会（以下「当会」という。）は、講師の紹介を受けようとする主催者（以下「主催者」という。）に対して、当会において登録された講師候補者から主催者の求める講義を行なうべき講師（以下「講師」という。）の紹介を行う。

(事務費について)

第2条 主催者は、当会から講師の紹介を受け、当該講師との間で講義ないし講演（以下「講義等」という。）に関する契約が締結された場合（契約書を作成した場合のみならず、口頭、電話、FAX 又はメールで契約内容の合意に至った場合を含む。以下同じ。）には、当会に対して事務費として講師料の20%相当額を支払うものとする。

2 前項の事務費については、当会の指定した口座に、講義等の終了後14営業日以内に送金して支払うものとする。なお、送金手数料は主催者の負担とする。

3 前2項の事務費については、講義等が実施されない場合（主催者の都合で実施されない場合は除く）は発生しないものとする。

(紹介の申請)

第3条 主催者は、当会から講師の紹介を受けようとするときは、原則として講師の講義等を実施する1ヶ月前までに「講師紹介申込書」により当会に申請しなければならない。

(紹介の決定)

第4条 前条による申請があった場合には、当会は講師の紹介を行うことができるか否かにつき、原則として、前条の申請書を受理した日から14営業日以内に回答するものとする。ただし、講義等の内容によっては回答が14営業日を超える場合があることを主催者は予め承諾するものとする。

2 当会は、主催者より交付を受けた「講師紹介申込書」の記載に基づき、適当と思われる講師に対し、速やかに「講師紹介申込書」の写しを交付する。そして、当会から指名された講師が紹介を受けることを承諾した場合に、主催者に講師を紹介する。

(経費の負担)

第5条 講師の紹介を受けた主催者は、講師に対する謝金や交通費、講演の実施に係る会場使用料等について、その全てを負担するものとする。

(講義等の内容に関する協議、トラブル対処)

第6条 具体的な講義等の内容や方法については、主催者と講師との間で協議することとする。

2 主催者と講師との間で発生する各種作業、連絡、法的義務の履行、トラブル対処等については、全て主催者と講師との間で行なうものとする。

3 当会は、主催者・講師・講義等参加者との間での一切の事項について、一切責任を負わないものとする。

(講師依頼契約)

第7条 講義等の種類に関わらず、主催者と講師との間に成立する契約をいかなる意味でも雇用契約又はそれと類似の労働契約とはしないものとする。

2 主催者と講師との契約が、いかなる契約の形式による場合であっても、主催者は当会が紹介した講師に対して講演等の実施を超えて、場所・時間等を指定ないし管理して拘束したり、業務内容・遂行方法につき指揮命令をしたりしてはならないものとする。

3 前2項に反する内容での主催者と講師との間の定めは無効とする。

(報告)

第8条 主催者と講師が講義等の契約が締結された場合は、その写しを当会は求めることができる。

2 主催者及び講師は、講義等終了後14営業日以内に事業報告書を当会に提出するものとする。

(法令順守)

第9条 当会と主催者と講師（以下「各関係者」という。）とは、それぞれ法令を遵守する義務を負う。

- 2 各関係者は、それぞれ自ら又は第三者を利用して以下の各号に掲げる行為を行わない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他本条(1)から(4)に準ずる行為

(禁止事項)

第10条 主催者と講師とは、当会を介さずに直接取引をしたりそれを勧誘する行為、又は勧誘に応じる行為をしてはならない(当会から講師の紹介を受けて講演等を実施した主催者が再度その講師による講演等を実施する場合を含む)。

(秘密保持)

第11条 各関係者は、本契約の履行に際して知り得た相手方に関する情報(以下「本情報」という。)について、秘密として扱うものとし、かつ、本契約の目的以外に使用せず、相手方の事前の書面による同意を得ない限り、第三者に開示又は遺漏しないものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、本情報には、次の各号に該当する情報は含まれないものとする。
 - (1) 受領の時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 受領後に受領者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 受領の時点で受領者が既に保有していた情報
 - (4) 受領後に受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を自ら負うことなく開示された情報
 - (5) 官公署又は法的手段により提出を命じられた情報
- 3 本条の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 各関係者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
 - (2) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 当会又は主催者の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合
 - 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
 - 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(準拠法および合意管轄)

第13条 各関係者との間において紛争が生じた場合には、日本国法を準拠法とし、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

(規定外事項)

第14条 本契約に規定のない事項については、各関係者において誠実に協議したうえ解決する。

以上